

## 第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

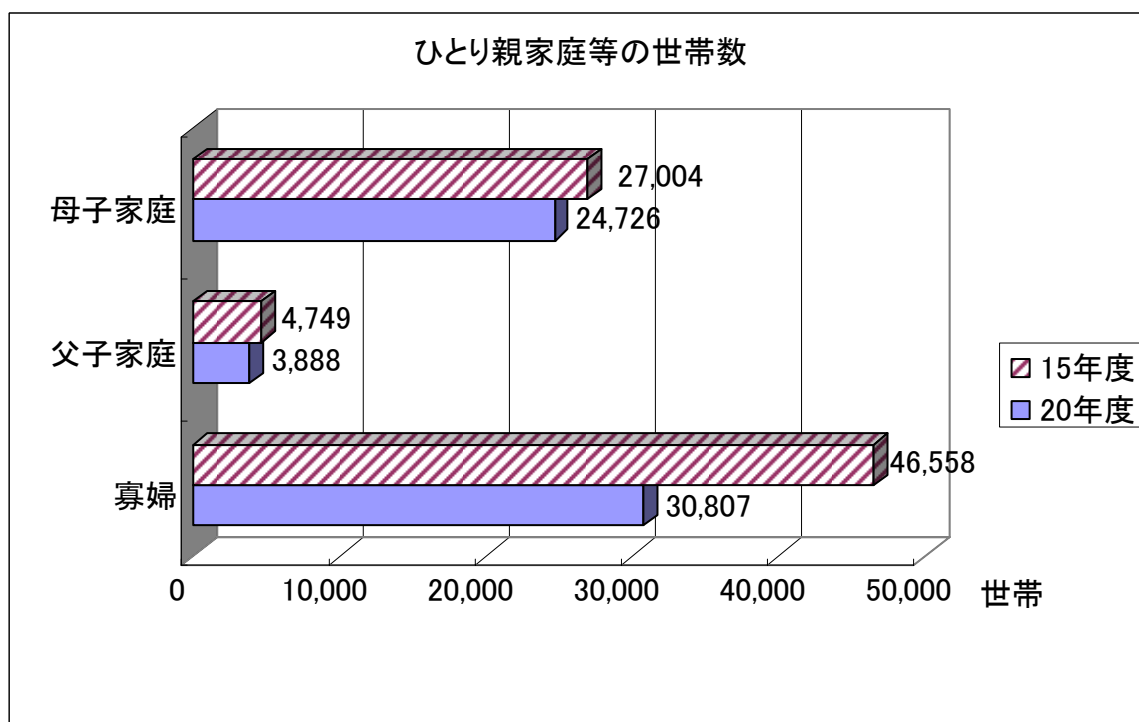
### 1 ひとり親家庭等の状況

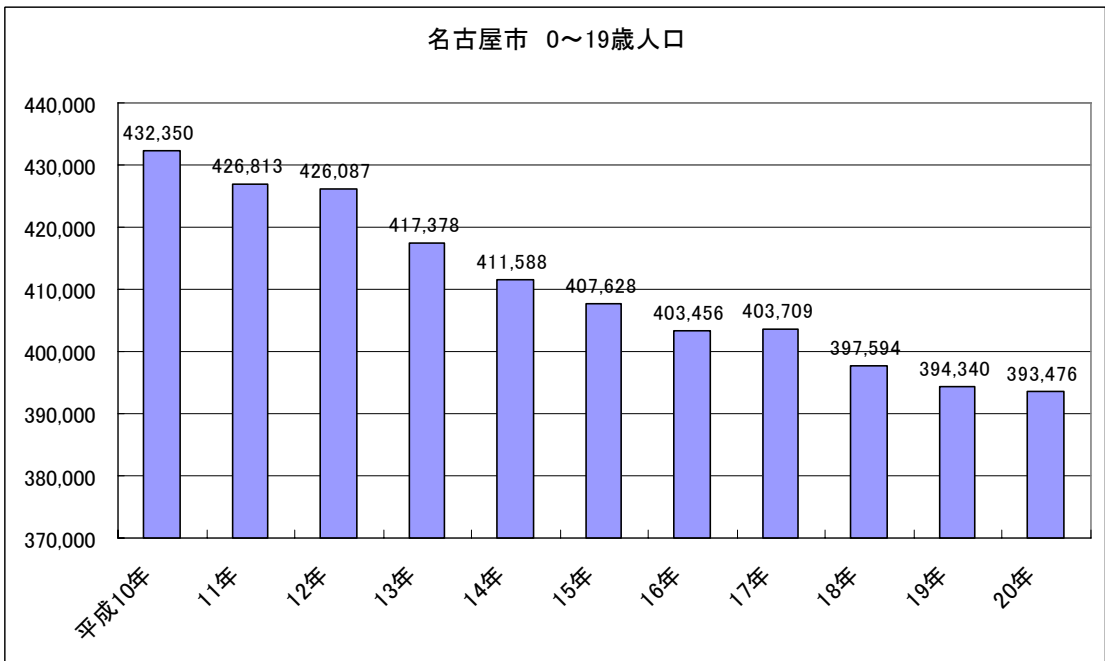
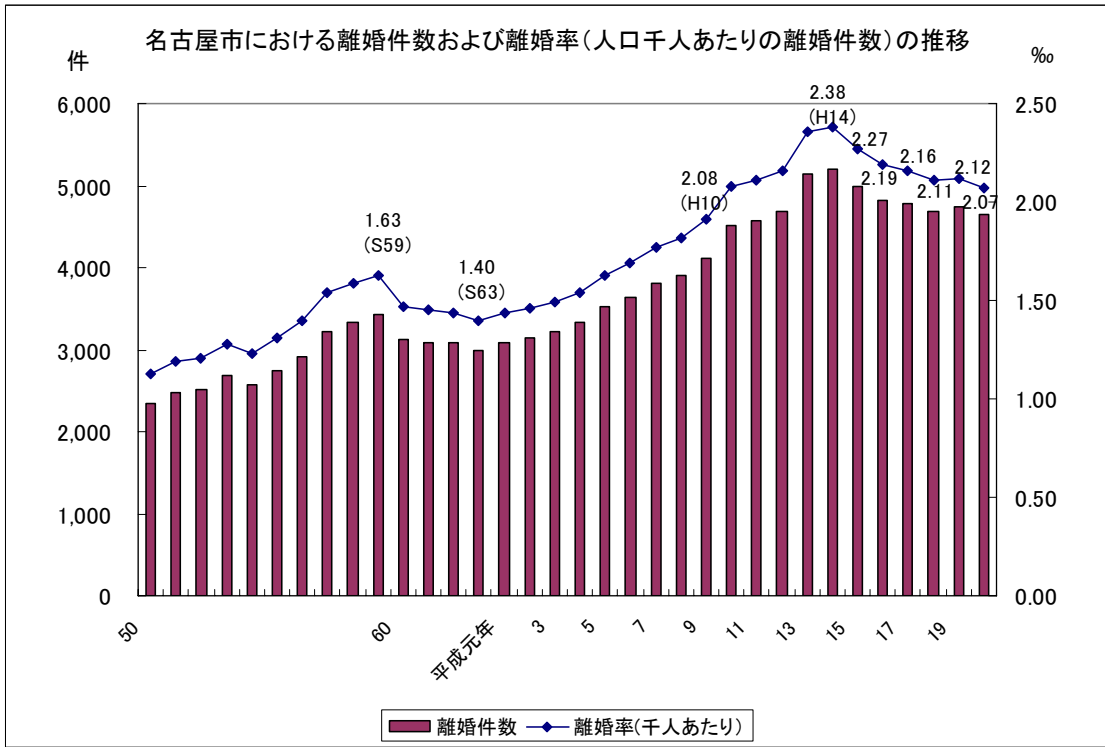
#### (1) ひとり親家庭等の世帯数の推移

本市におけるひとり親家庭等の推計世帯数は、調査を始めた昭和53年度以降一貫して増え続けてきましたが、平成20年9月に実施した「名古屋市ひとり親世帯等実態調査（以下「実態調査」と言います。）」では、母子家庭が24,726世帯、父子家庭が3,888世帯、寡婦が30,807世帯といずれも平成15年6月の調査（以下「前回調査」と言います。）に比べ減少しています。

人口動態調査によると、本市における離婚率は、平成元年以降増加を続けていましたが、平成14年度の2.38をピークに減少に転じ、平成20年度には2.07と平成10年度と同程度の水準になりました。実数でみると、ピークである平成14年には5,206件、平成20年には4,655件となっています。

また、市内の20歳未満の子どもの数は年々減り続けており、平成14年10月1日現在では411,588人でしたが、平成20年同月には393,476人となっています。



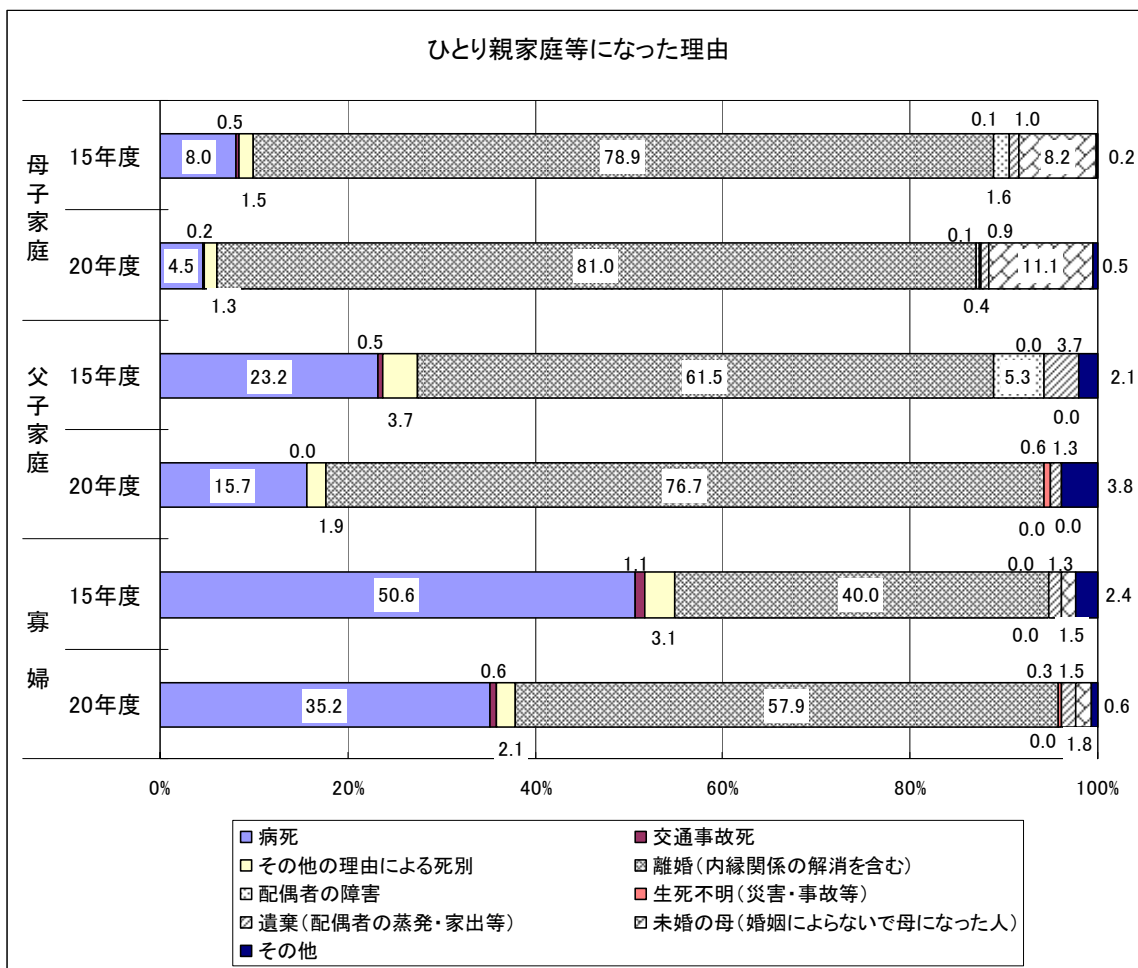


(2) ひとり親家庭等になった理由

ひとり親家庭等になった理由は、母子家庭 81.0%、父子家庭 76.7%、寡婦 57.9%と、「離婚」の占める割合が最も多く、前回調査と比較すると母子家庭が 2.1%、父子家庭が 15.2%、寡婦が 17.9%高くなっています。

母子家庭においては、「未婚の母」が 8.2%から 11.1%に増加し、「死別」と逆転して、理由別の第二位となりました。年代別に見ると、10代で母子家庭になった場合の 83.3%が「未婚の母」であり、20代前半では 17.5%、20代後半では 15.3%と年齢が低いほど「未婚の母」の占める割合は高くなっています。

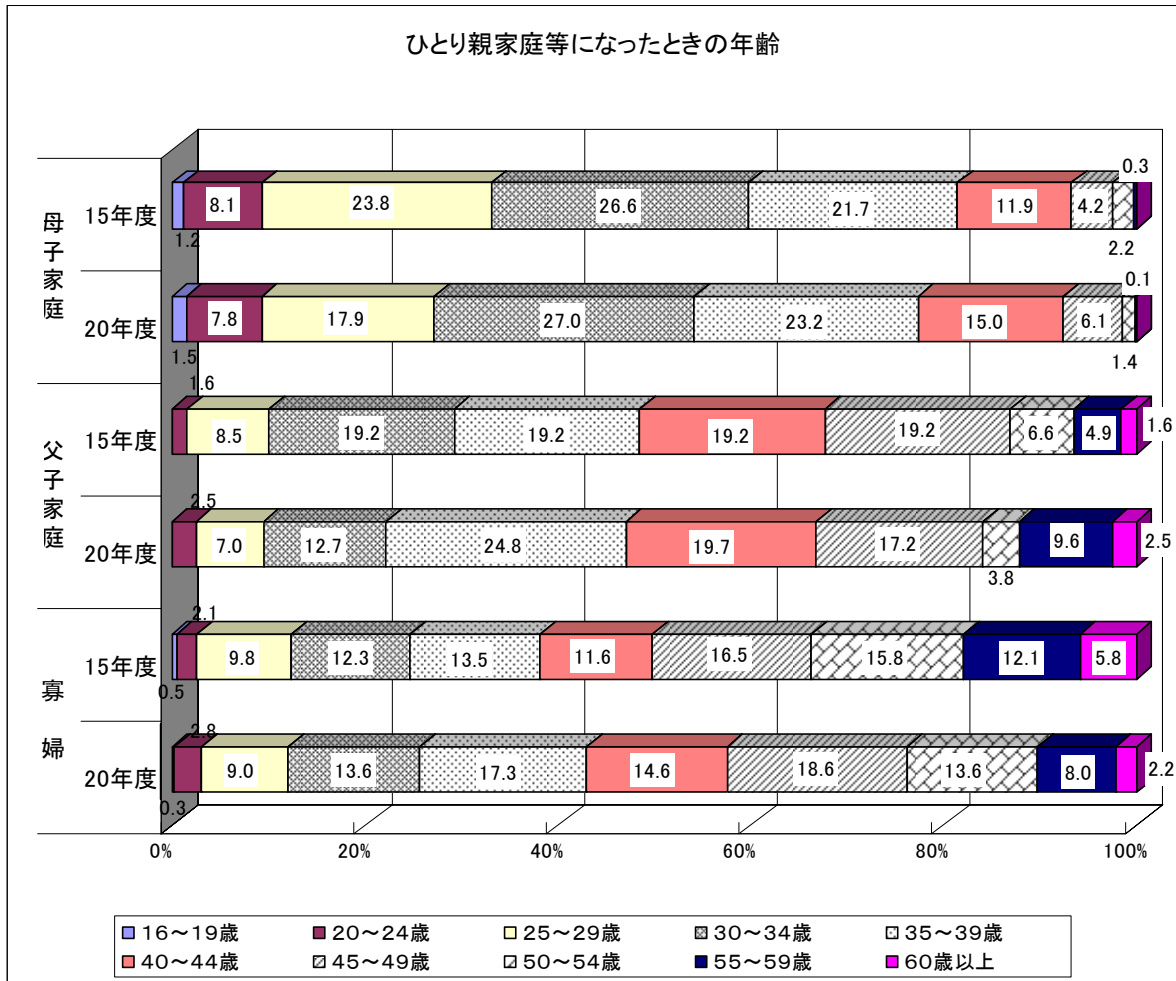
また、寡婦においては、「離婚」が「死別」と逆転して第一位となりました。



(3) 母等の年齢など

ひとり親家庭になったときの母等の平均年齢は、母子家庭が33.9歳、父子家庭が41.0歳と、いずれも前回調査より高くなっています。母子家庭の年代別の内訳を見ると、主に30代から40代の占める割合が増加していますが、その一方で10代の割合も増えています。

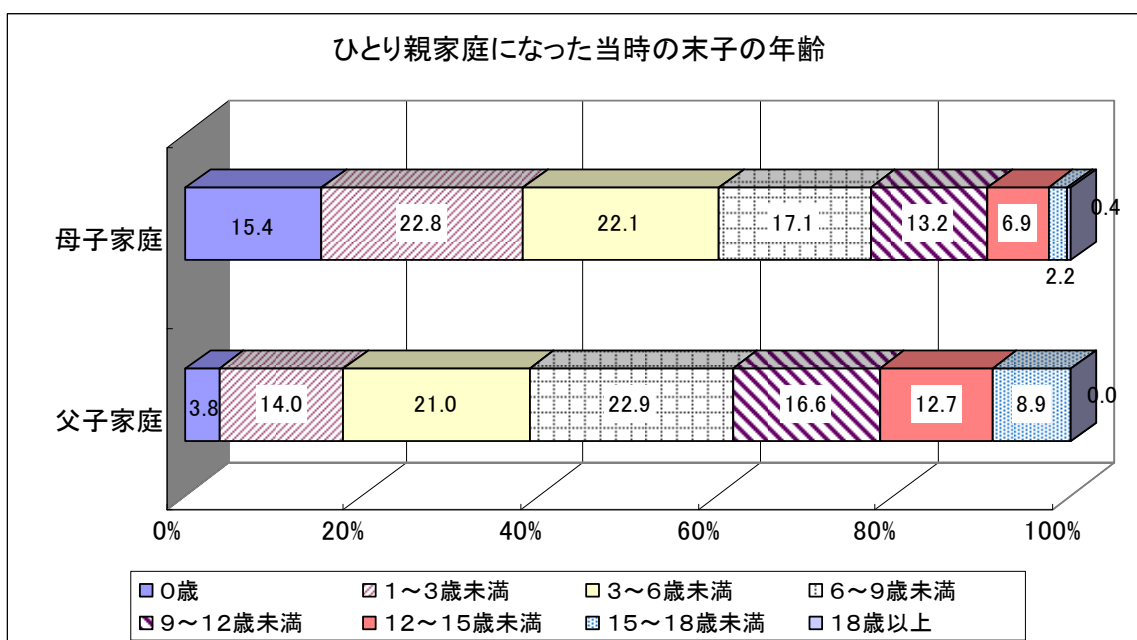
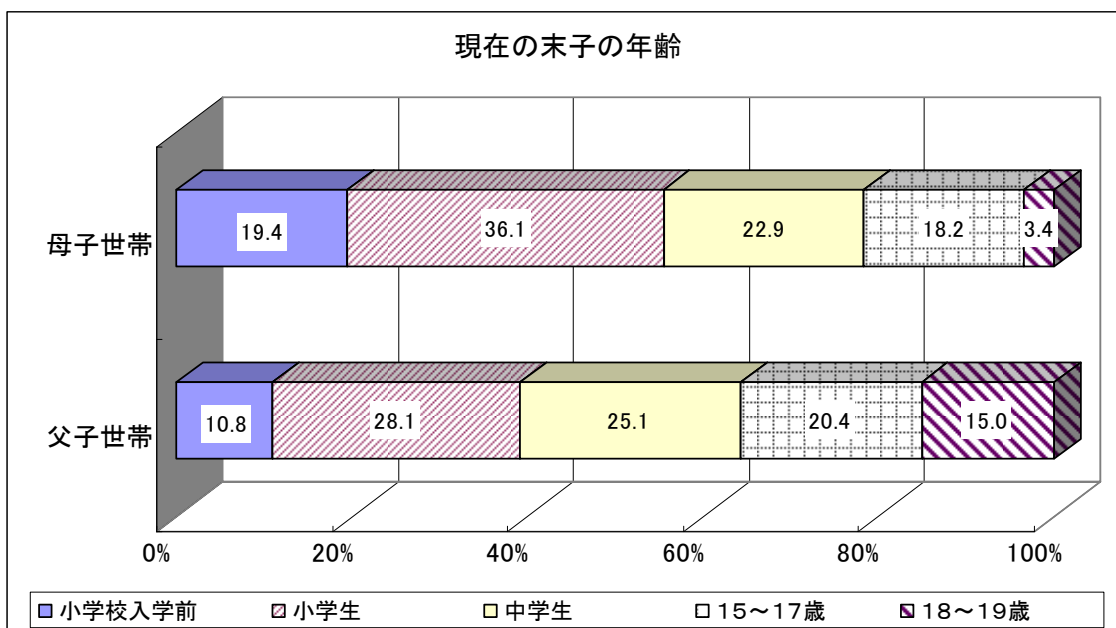
ひとり親家庭になってからの平均期間は母子家庭が6.4年、父子家庭が5.8年であり、調査時点の平均年齢は母子家庭が40.3歳、父子家庭が46.9歳と、前回調査より高くなっています。また、寡婦の平均年齢は56.5歳となっています。



### (4) 子どもの数と年齢

現在の子どもの平均人数は、母子家庭では 1.74 人、父子家庭では 1.95 人と、いずれも前回調査に比べ若干減少しています。小学生以下の子どもがいる家庭は、母子家庭が 55.5%、父子家庭が 38.9%と、こちらも前回調査に比べ減少しています。

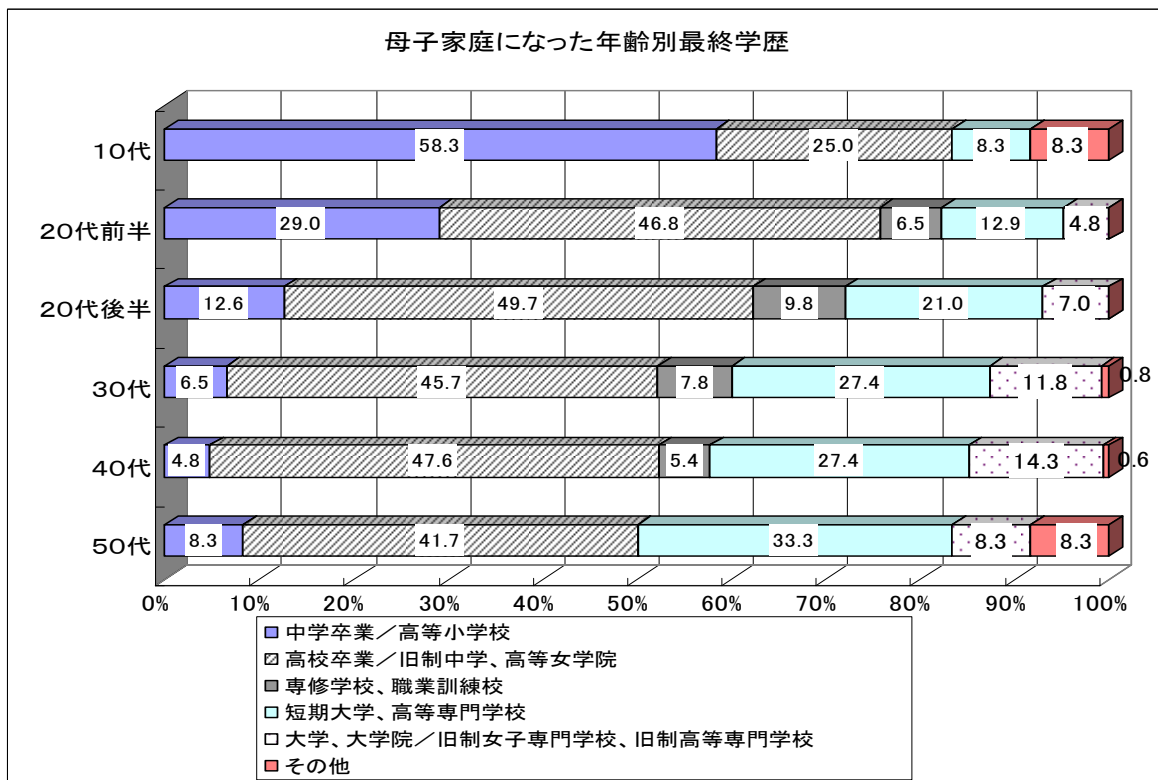
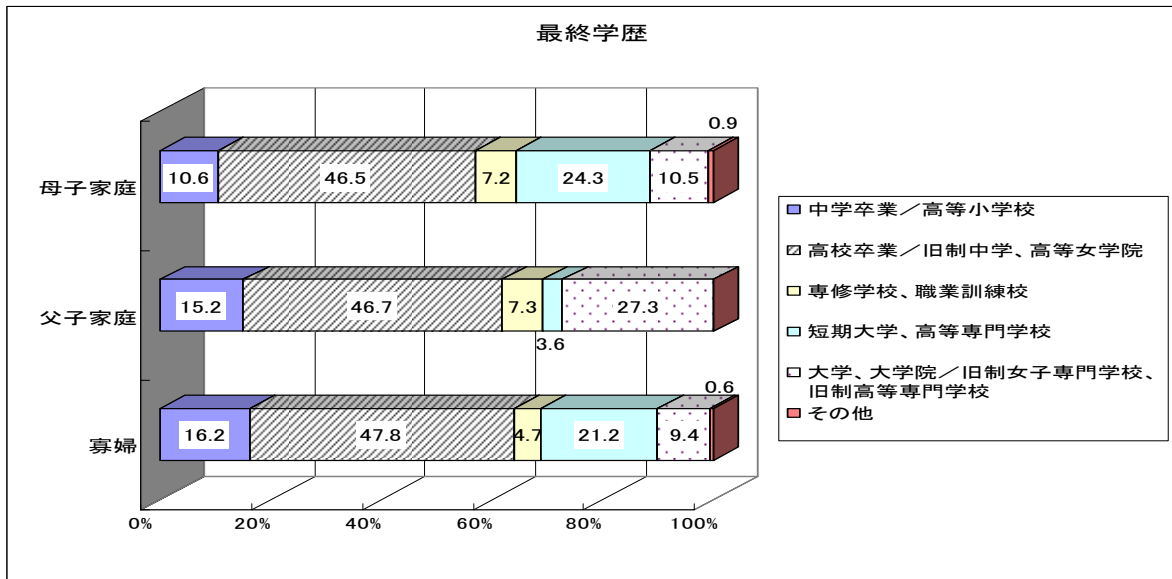
ひとり親家庭になったときの末子が就学前であった割合は、母子家庭で 60.3%、父子家庭で 38.8%であり、末子の平均年齢は、母子家庭が 5.0 歳、父子家庭が 7.3 歳となっています。特に母子家庭では 0 歳の割合が 15.4%と、父子家庭に比べ高い割合を占めています。



### (5) 母等の最終学歴

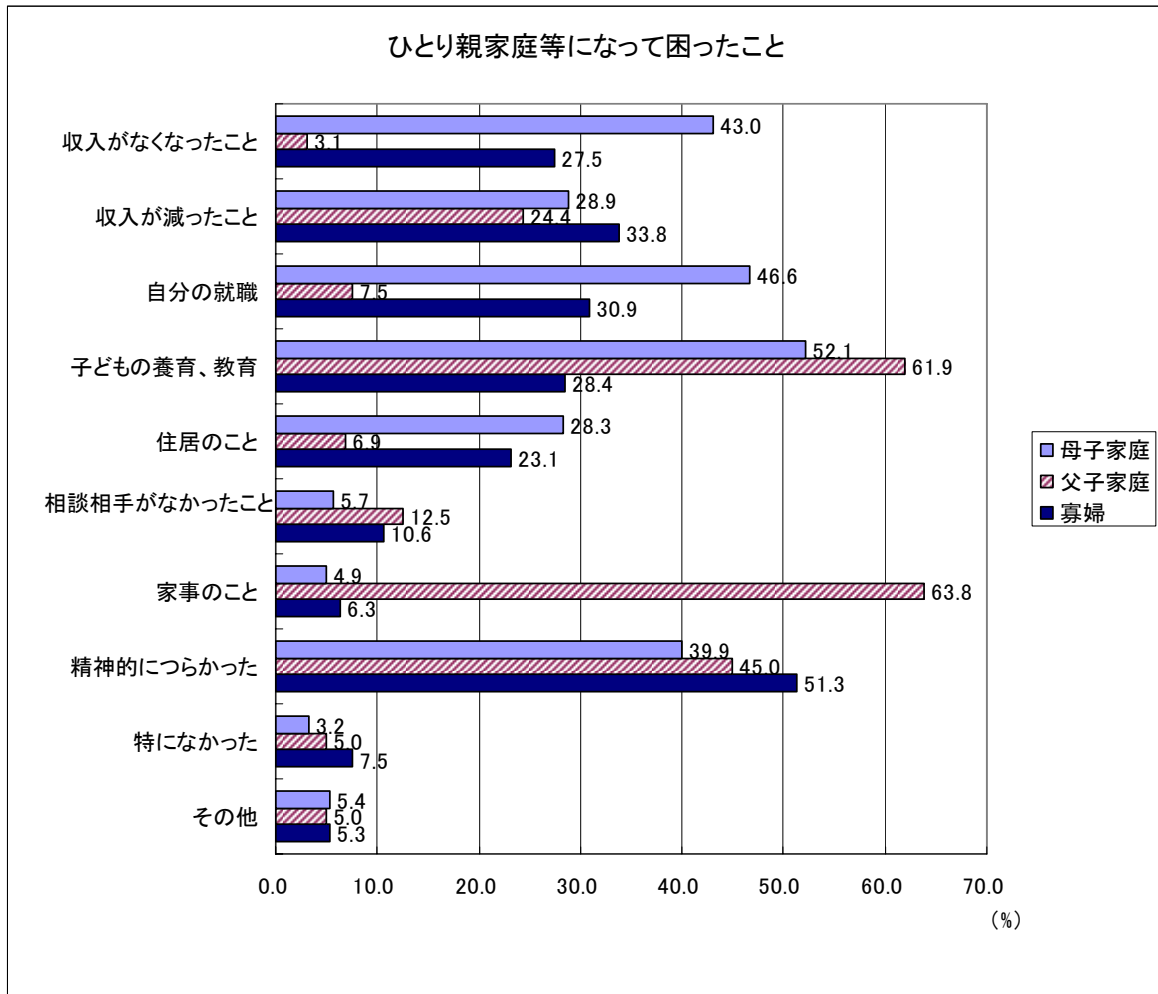
ひとり親家庭の母等の最終学歴は、母子家庭、父子家庭、寡婦のいずれにおいても「高校卒業」が最も多く、次いで、母子家庭及び寡婦では「短期大学等卒業」、「中学卒業」、父子家庭では「大学等卒業」、「中学卒業」の順となっています。

このうち、「中学卒業」については、母子家庭は 10.6%、父子家庭は 15.2%、寡婦は 16.2%となっており、母子家庭を年代別に見ると、ひとり親になった時の年齢が若いほど「中学卒業」の占める割合が高い傾向にあります。10代では第一位(58.3%)、20代前半では「高校卒業」に次いで第二位(29.0%)となっています。

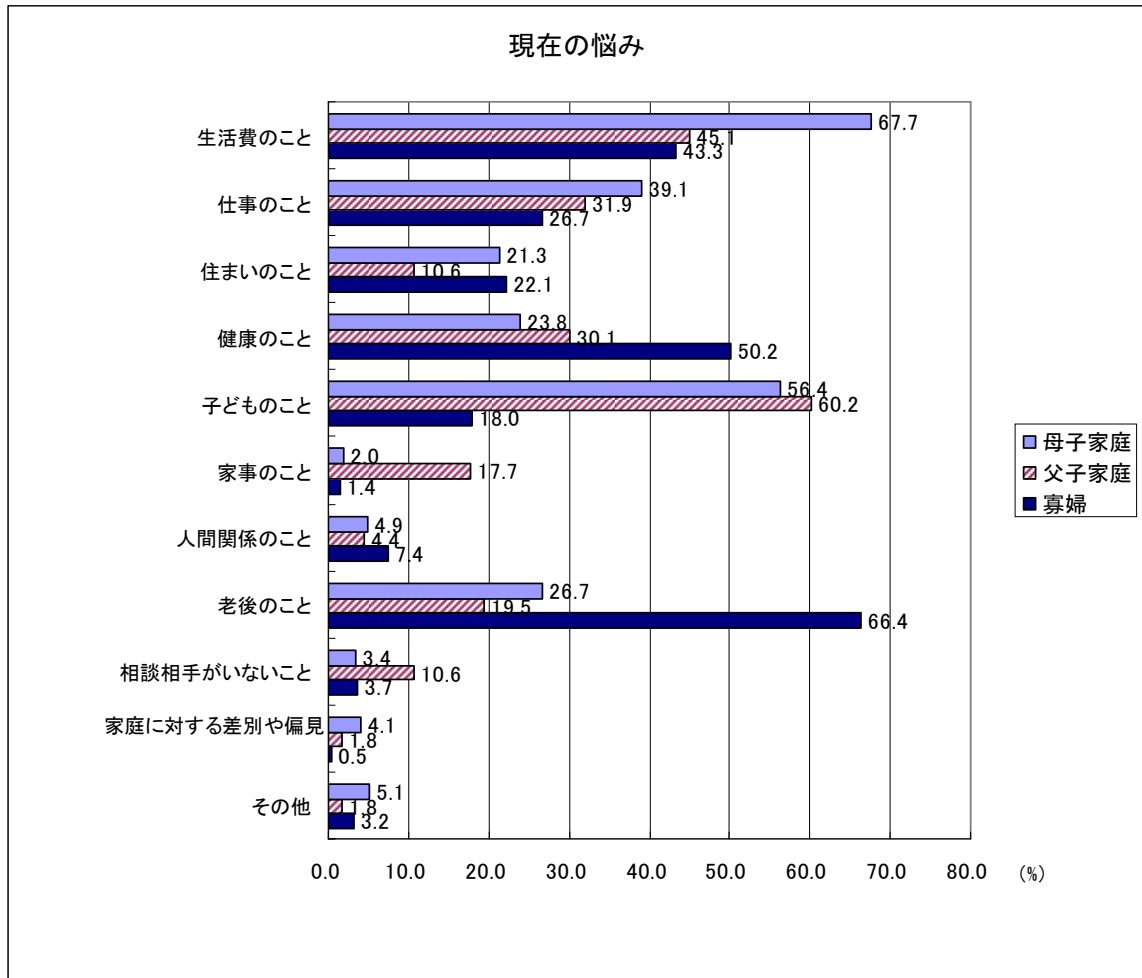


(6) ひとり親家庭等の悩み(なった当時と現在)

ひとり親家庭になった当時に困ったことは、母子家庭、父子家庭ともに「子どもの養育・教育」が上位にあがっています。それ以外では、母子家庭が「自分の就職」や「収入がなくなったこと」を、父子家庭では「家事のこと」をあげる人が多くなっています。また、「精神的につらかった」としている人が、母子家庭が39.9%、父子家庭が45.0%に上っています。



現在の悩みとしては、「子どものこと」について悩む人の割合が、前回調査に比べ母子家庭が44.3%から56.4%に、父子家庭が50.4%から60.2%に増えています。それ以外では「生活費のこと」、「仕事のこと」が上位にあがっていますが、父子家庭では、「家事のこと」の割合が母子家庭や寡婦に比べ非常に高くなっています。寡婦では「老後のこと」や「健康のこと」を悩む割合が多くなっています。

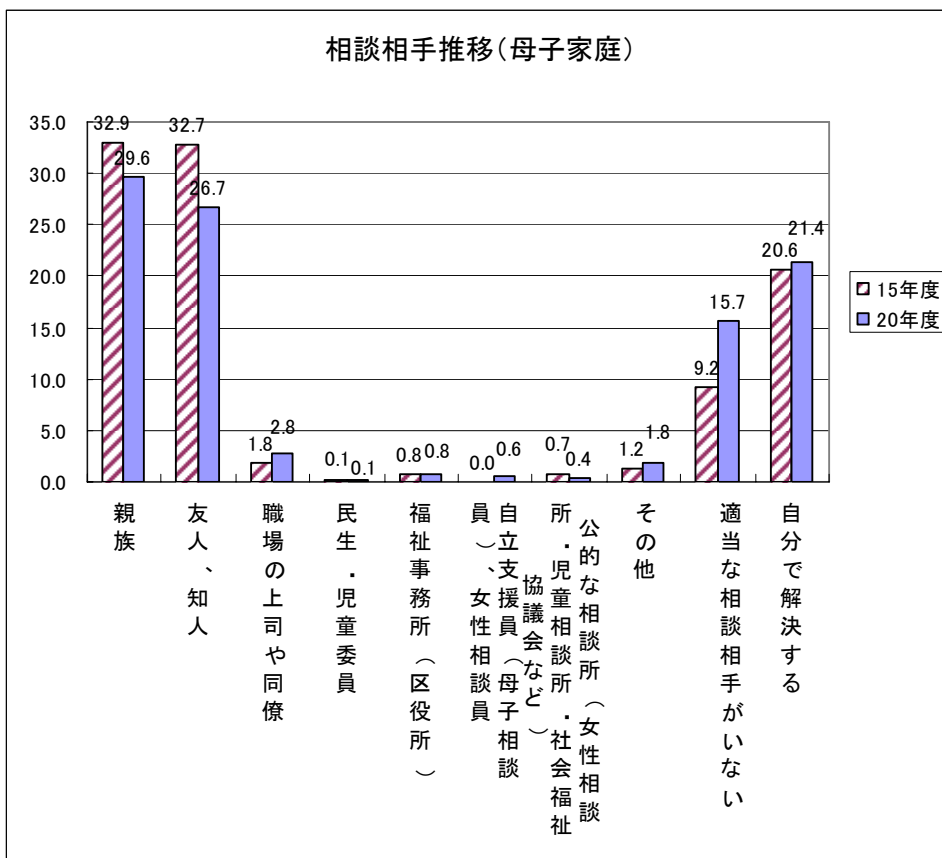


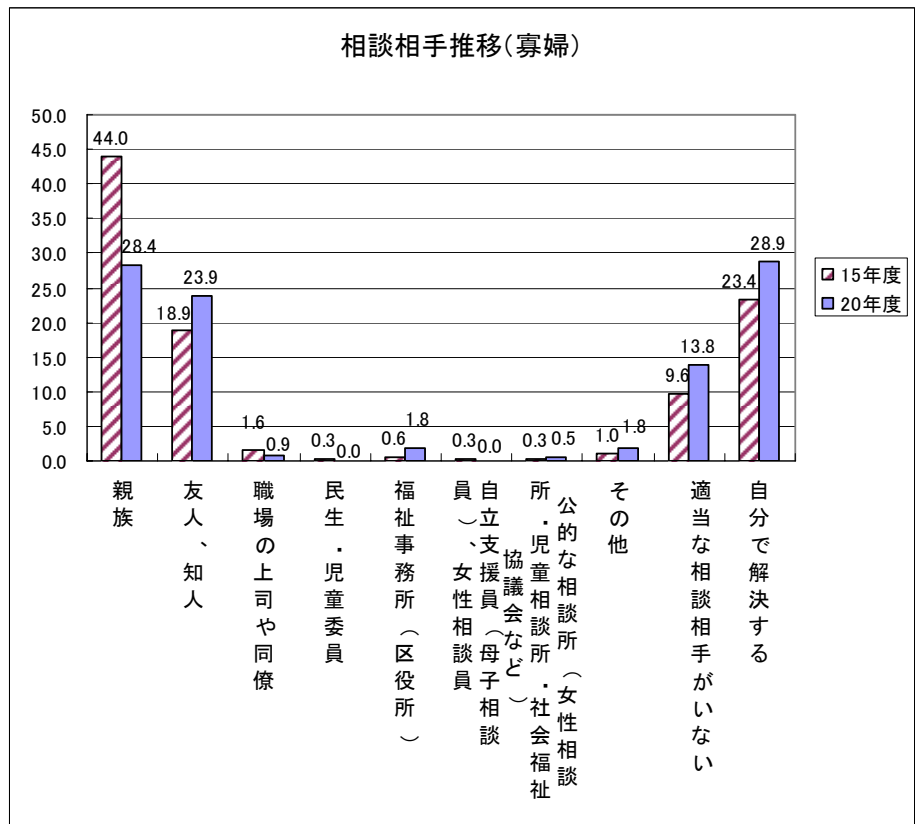
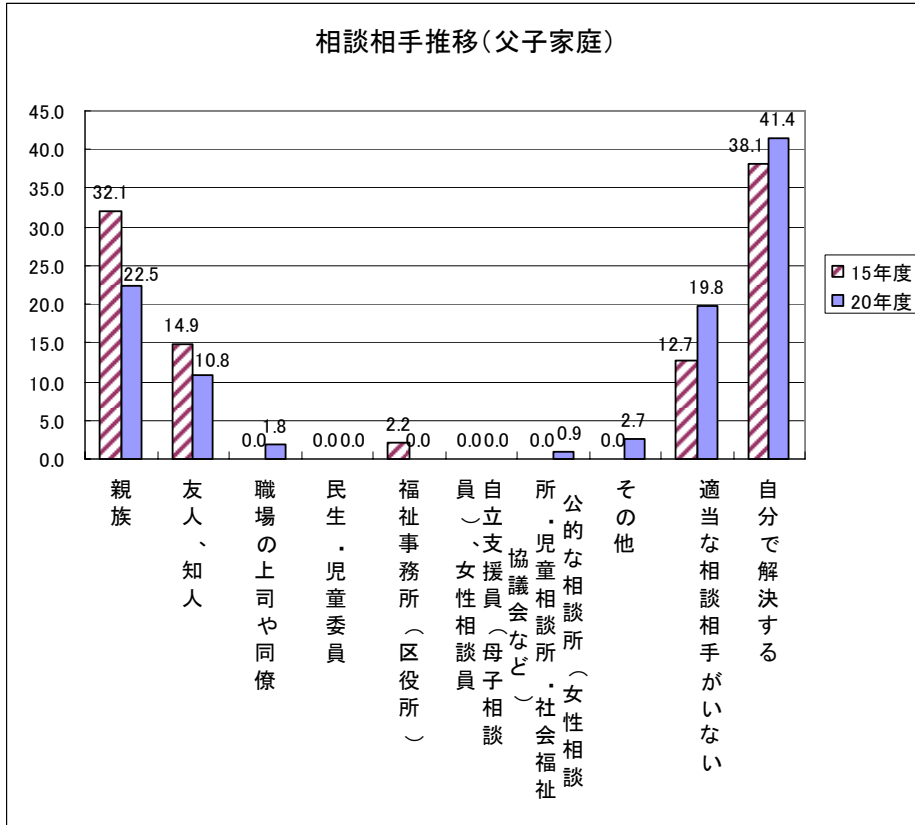


(7) 相談相手

悩みの相談相手については、「相談相手がない」と回答した人は母子家庭が15.7%、父子家庭が19.8%、寡婦が13.8%で、いずれも前回調査に比べて高くなっています。また、親族や友人・知人に相談する割合は減っています。

一方で、各区役所に配置されている母子自立支援員の相談件数は、平成15年度は10,027件、20年度は15,149件と、年々増加しています。

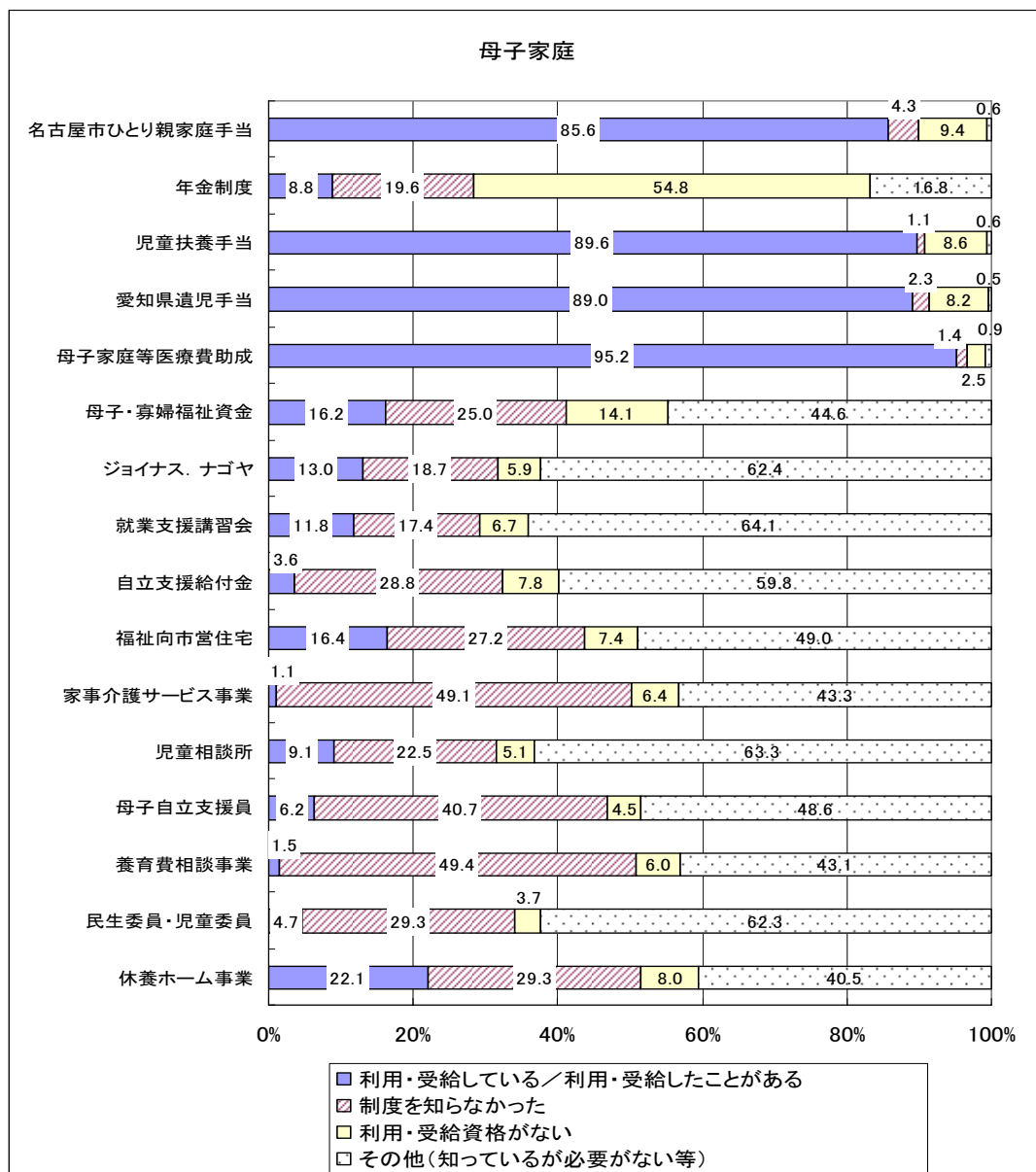


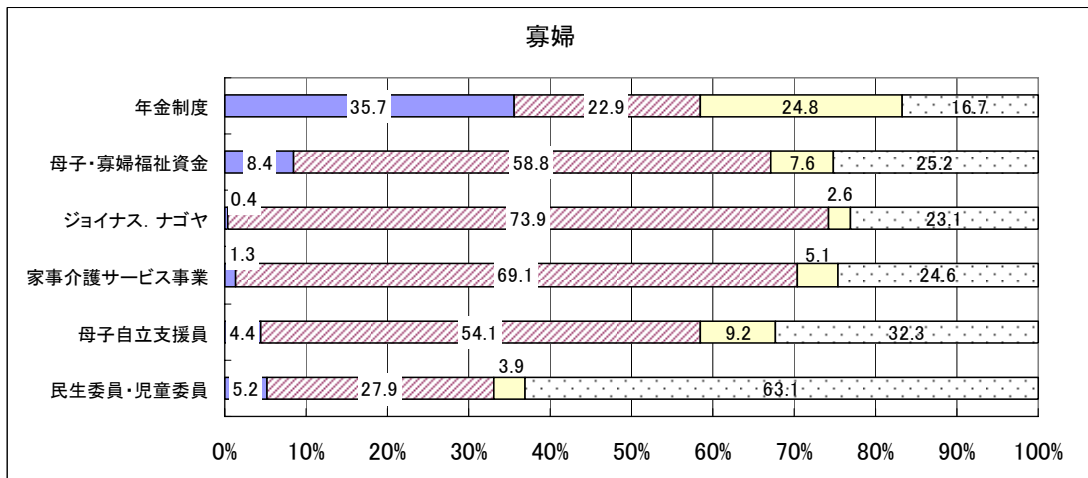
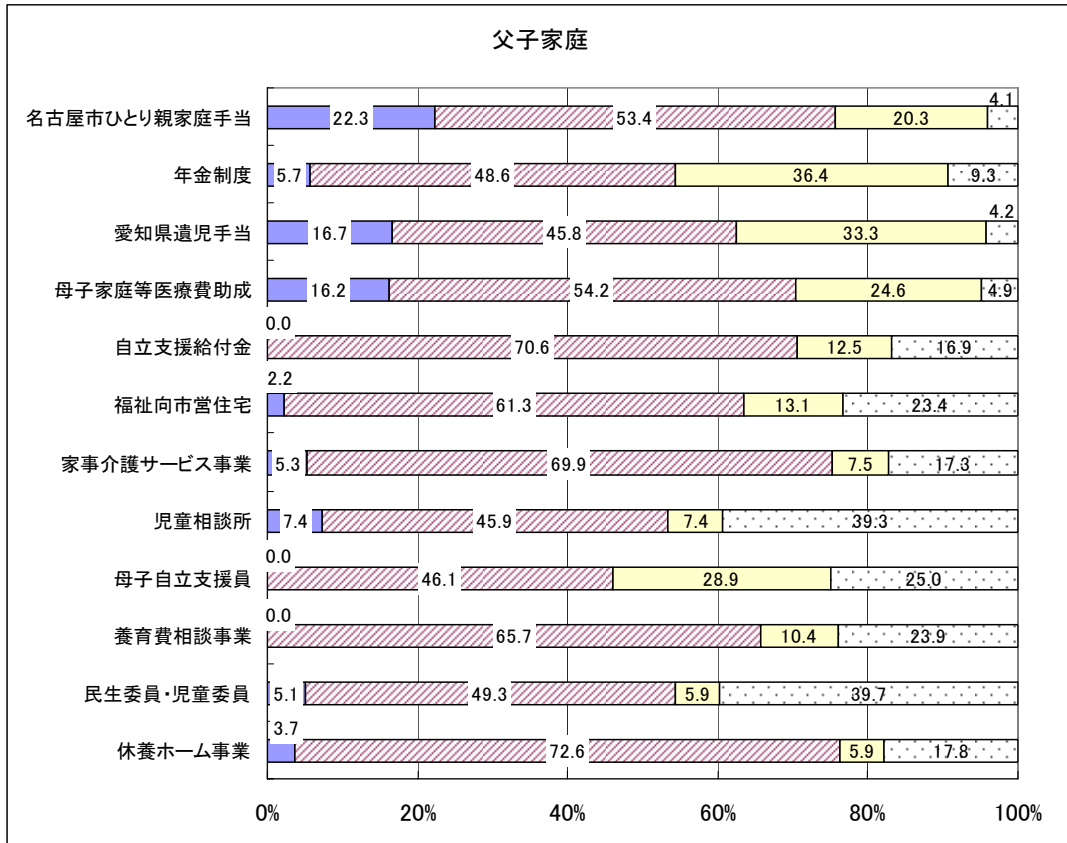


### (8) 公的制度の利用・受給状況等

公的制度の利用・受給状況については、母子家庭ではひとり親世帯対象の手当や医療費助成などは、対象となる世帯には100%近く利用・受給されていますが、養育費相談や家事介護サービス事業などは利用率が低く、その理由としては「制度を知らなかった」と回答している人が約5割を占めています。特に、父子家庭では、母子家庭と比較すると全体的に事業の利用・受給状況は低く、「制度を知らなかった」と回答している人の割合は高くなっています。寡婦も父子家庭と同様、「制度を知らなかった」と回答している人の割合が高くなっています。

また、本市への要望としては、母子家庭は「経済的支援の充実」、「相談事業の充実」、「住宅対策の充実」、父子家庭は「相談事業の充実」、「経済的支援の充実」、「企業がひとり親家庭に対する理解を深めるための啓発活動の充実」、寡婦は「相談事業の充実」、「住宅対策の充実」、「経済的支援の充実」の順となっています。





## 2 就業の状況

### (1) 現在の就業状況

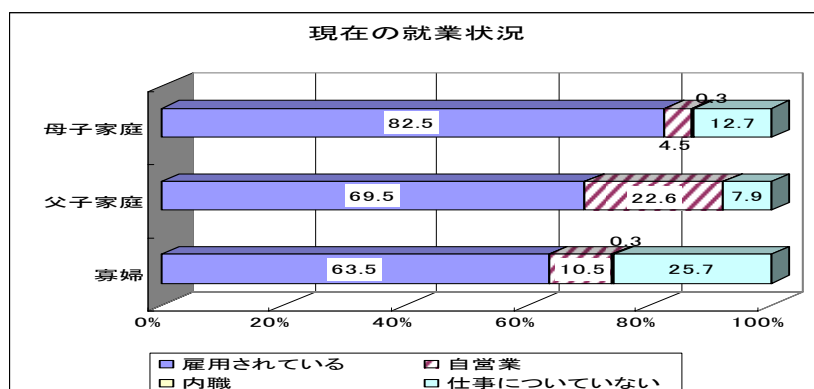
実態調査時点でのひとり親家庭の母等の就業率は、母子家庭で 87.3%、父子家庭では 92.1%、寡婦では 74.3%と、いずれも前回調査から増加しています。しかし正規雇用の割合は父子家庭が 88.5%であるのに対し、母子家庭は 39.4%、寡婦は 48.5%であり、母子家庭及び寡婦にあっては、パート・アルバイトなどの不安定な雇用形態が多くなっています。

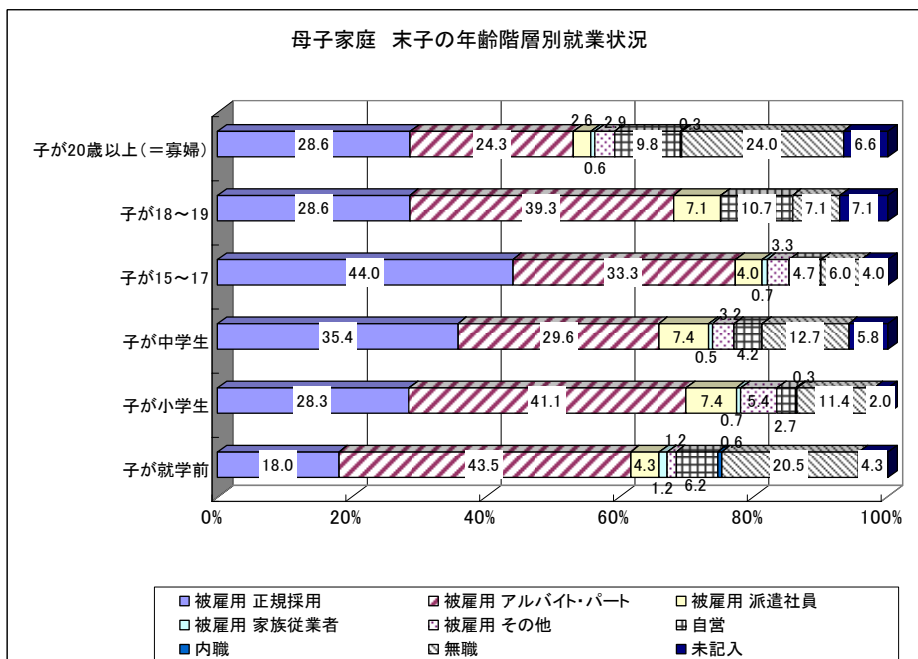
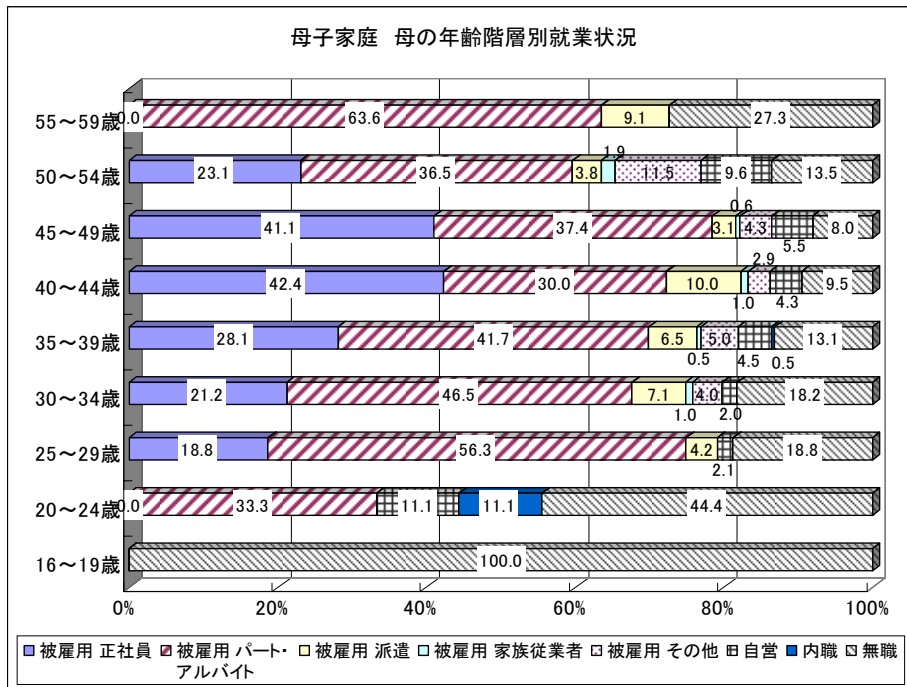
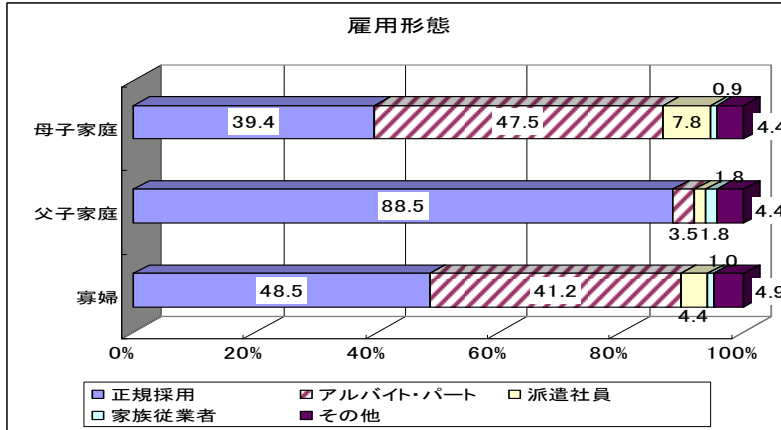
母子家庭の雇用形態を母の年齢階層別で比較すると、25 歳から 39 歳までにおいては、パート・アルバイトが最も多くなっていますが、40 歳代になると正規雇用が最も多くなります。

また、末子の年齢階層別で比較すると、正規雇用の割合は、末子が就学前の場合で 18.0%、小学生で 28.3%、中学生で 35.4%、15 歳から 17 歳では 44.0% となり、子どもの成長とともに正規雇用の割合が高くなっています。厚生労働省の「平成 20 年度国民生活基礎調査」によると、一般の子育て家庭の母では、子の年齢による正規雇用の割合の差はほとんど見られず、全体の割合が 17.2% となっていることと比較すると、母子家庭の母の正規雇用の割合は全般に高い比率となっています。このように、母子家庭の母は、家計を支えるために働かざるを得ない中で、仕事と子育ての負担を抱えながらも、少しでも安定した就業ができるよう努力していることがうかがわれます。

また、母子家庭になってからの経過年数で比較すると、7 年以下はパート・アルバイトが最も多くなっていますが、8 年以上になると正規雇用が最も多くなります。

今後仕事を変わりたいと考えている人は、母子家庭で 42.4%、父子家庭で 25.7%、寡婦で 24.5%となっています。その理由として共通しているのは、「収入が少ないため」であり、それ以外では、母子家庭では「社会保険の不備」や「身分の不安定さ」など雇用状況が不安定であることや、「勤務時間が長いこと」が、父子家庭では「子どもの面倒を見る時間がないこと」、寡婦では「仕事がきついこと」が理由としてあげられています。



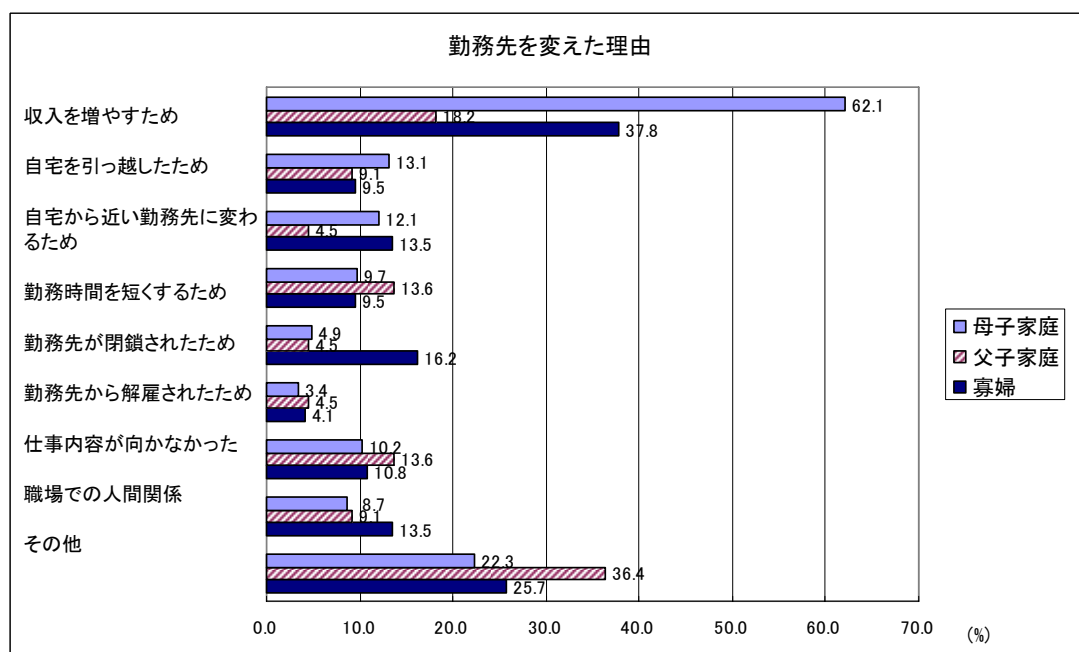
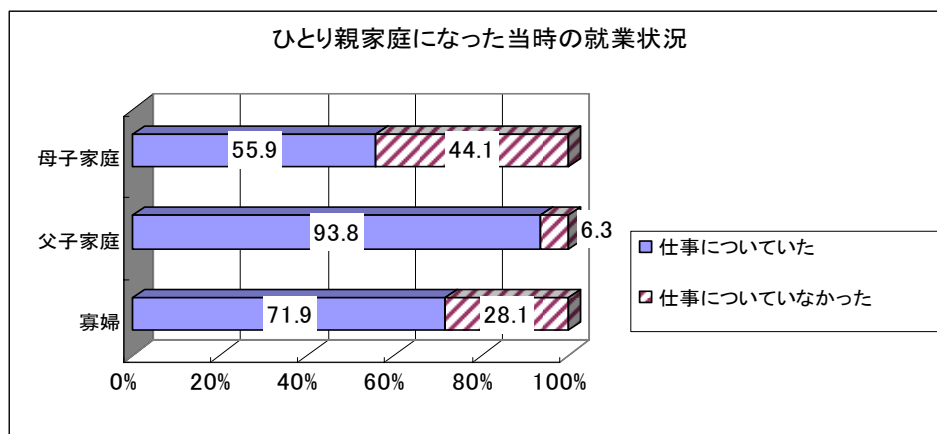


## (2) ひとり親家庭等になった当時の就業状況

母子家庭になった当時の母の平均年齢は33.9歳、末子の年齢は5.0歳となっています。当時仕事に就いていなかった母は44.1%で、この比率は一般の子育て家庭における母の就業状況と比べ大きな差は見受けられません。また、母子家庭になった当時の就業率(55.9%)は現在の就業率(87.3%)に比べ、約3割低くなっています。

父子家庭の就業率は93.8%で、これは現在の就業率(92.1%)とほぼ同じです。また、寡婦の就業率は71.9%で、父子家庭と同様、現在の就業率(74.3%)と大きな差はありません。

ひとり親家庭になる以前から就いていた仕事を継続している人の割合は、母子家庭では41.5%、父子家庭では82.1%、寡婦では51.3%となっています。勤務先や雇用形態を変えた人の理由としては、母子家庭と寡婦では「収入を増やすため」が突出しています。父子家庭においては「収入を増やすため」、「勤務時間を短くするため」が多く、仕事と生活(子育て)の両立を図るためと考えられる転職が多く見られます。



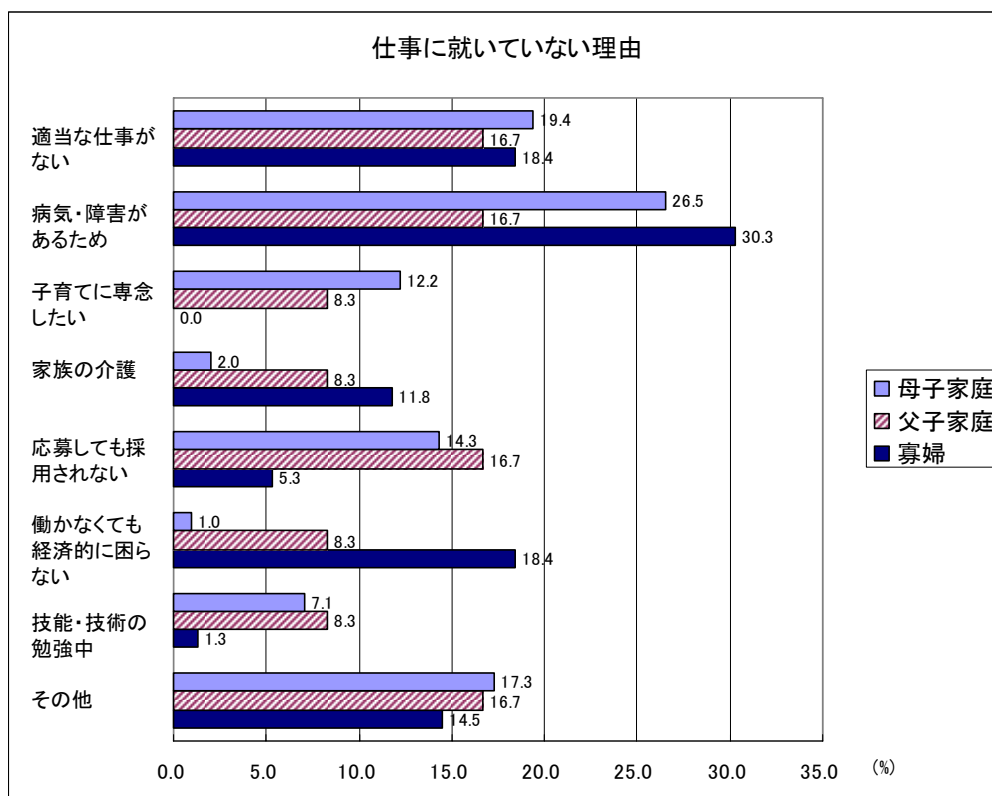
### (3) 仕事に就いていない理由

現在、仕事に就いていない人は母子家庭で 12.7%、父子家庭で 7.9%、寡婦で 25.7%であり、最も多い理由としては、いずれの家庭でも「病気や障害があるため」となっていますが、「適当な仕事がない」、「応募しても採用されない」なども多くなっています。

個人の状況だけでなく、希望しても就職できないなどの社会的な要因によって、就業が難しい状況になっている人もいます。

また、相談の窓口等においては、ひとり親家庭になって間がないなど様々な理由により就業意欲が持てない人などもおり、就職活動への動機付けや意欲の向上を図ることも必要となっています。

寡婦では、「家族の介護」、「働かなくても経済的に困らない」などの理由が他の世帯に比べて高くなっています。



### (4) 本市の就業支援

厳しい雇用状況の中で、平成 18 年度に開設されたジョイナスナゴヤでの就業相談件数は年々増加し続けていますが、実際に就業に結びついた人の数は減少しています。中でも、母子家庭の母等の多くが希望する事務職については、企業等からの求人は少なく、就業は大変厳しいものとなっています。また、技能や経験の不足を理由に不採用とされる傾向も多く見受けられます。

一方で、看護師等の資格を習得するための支援である高等技能訓練促進費制度の利用者にとっては、正規雇用への就業率が高くなっています。



### 3 収入の状況

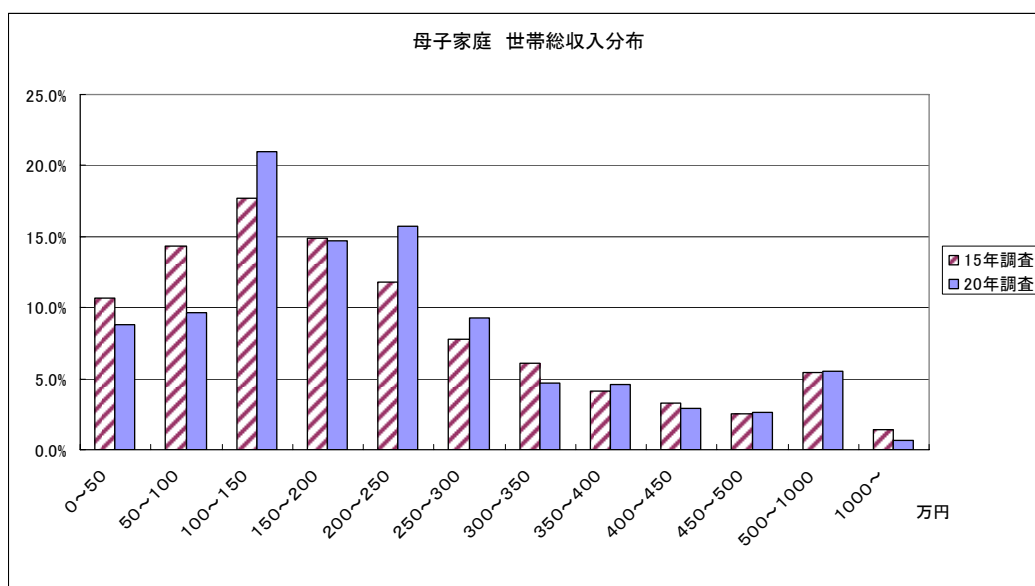
実態調査によると、母子家庭の平均年収は 227.3 万円と前回調査と比較すると 2.1 万円増加しています。しかし、一般世帯の平均年収 566.8 万円（平成 19 年国民生活基礎調査による）と比較すると 4 割程度にとどまっており、87.1% の人が「家計が苦しい」又は「やや苦しい」と感じています。

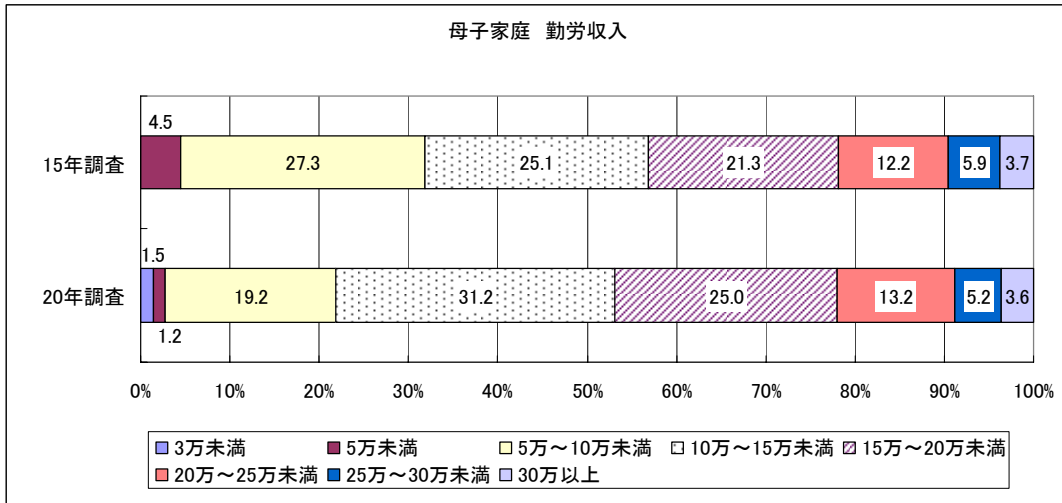
収入の主な内訳としては、母親の勤労収入平均が 183.6 万円と、前回調査から 8.4 万円増加していますが、児童扶養手当などの手当収入平均は 44.4 万円と、前回調査より 4.8 万円減少しています。児童扶養手当の受給状況を見ても、受給者数は約 17,000 人で平成 17 年度以降ほぼ横ばいですが、全額受給者が減少し、一部受給者が増加してきていることから、勤労収入の増加に伴い一人当たりの手当額が減少していることが推察されます。

また、平成 21 年度に厚生労働省が発表した全国のひとり親世帯（子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人のもの）の貧困率は 54.3% ですが、本市の母子家庭においても、同程度が貧困状態にあると推測できます。年収 250 万円未満の母子家庭が 69.8% を占め、その多くが母子世帯（子ども 2 人の場合）の生活保護基準と同等又はそれ以下の状況におかれています。

母子家庭の母について、正規雇用の人とそれ以外の人と世帯収入を比べると、正規雇用の人が 295 万円に対し、それ以外の方は 175 万円と、大きな差があります。この正規雇用以外の方の収入 175 万円は、一般の核家族共働き（勤労者世帯）における世帯主以外の収入 173 万円とほぼ等しくなっており、母子家庭においては、収入面において一般家庭の「世帯主相当分」が欠けているということが言えます。

このような状況の中で、収入の不足を補う一つの手段として、子どもの修学資金等のために母子寡婦福祉資金貸付金を利用する人が年々増加しています。

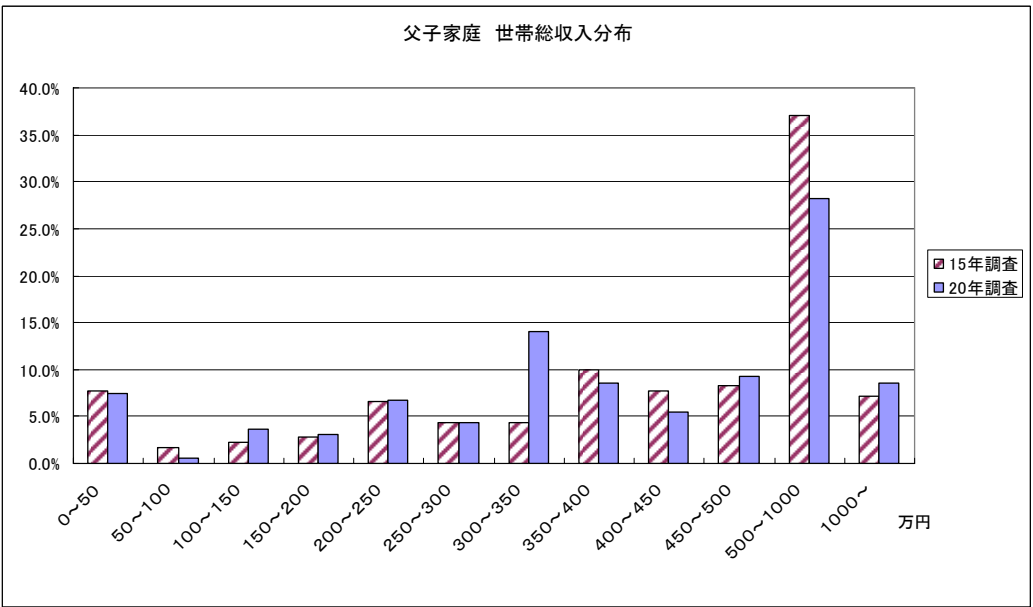




一方、父子家庭の平均年収は 482.1 万円と、母子家庭と比べると高い水準になっていますが、前回調査と比較すると 29.1 万円減少しており、一般世帯の平均年収の9割程度であり、66.2%の人が「家計が苦しい」又は「やや苦しい」と感じています。

収入分布を見ると、前回調査に比べ 500 万円以上の世帯が減り、特に 300 万円から 350 万円の層が大きく増加しています。現行の児童扶養手当は父子家庭には支給されていませんが、父子家庭の子どもの平均人数が 1.95 人となっていることから、扶養人数を 2 人として試算すると、約半数が児童扶養手当の受給水準（年収 400 万円以下）に該当すると推察されるなど、経済的に厳しい状況にある父子家庭も少なくありません。

寡婦においては、平均年収は 329.1 万円で、前回調査と比較すると 15.5 万円増加していますが、57.7%が「家計が苦しい」又は「やや苦しい」と感じています。



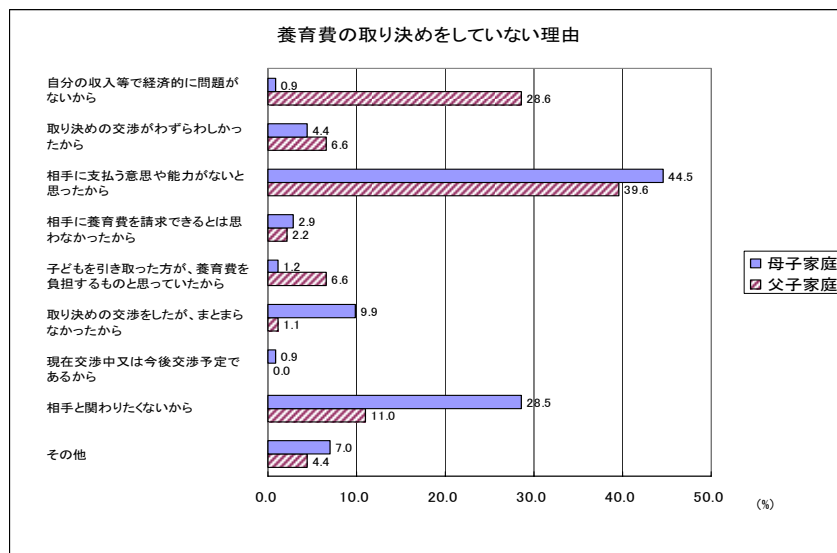
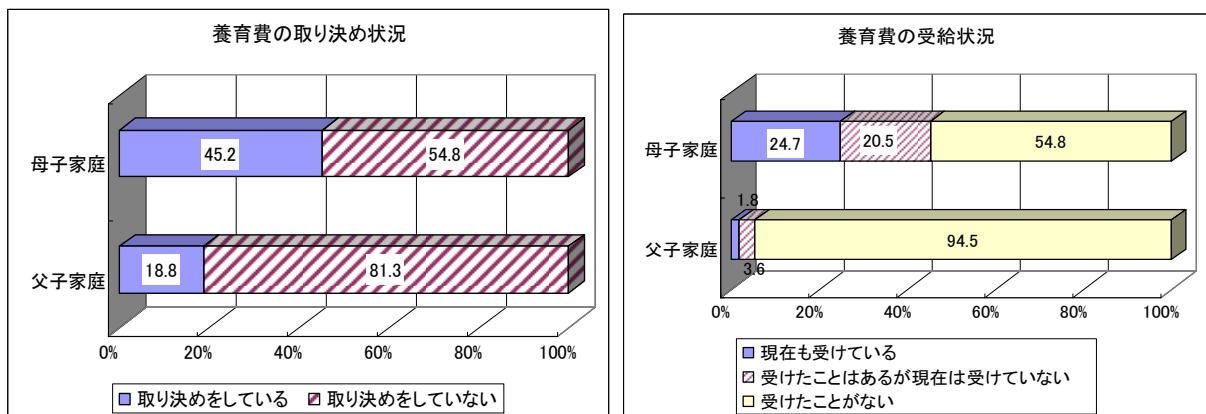
## 4 養育費の状況

離婚時に養育費について取り決めをしている人は、母子家庭では 45.2%で、半数以上の人を取り決めていない状況にあります。取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が 44.5%、「相手と関わりたくない」が 28.5%と回答しており、7 割以上の人から初めからあきらめている状況が伺われます。

一方父子家庭においても、取り決めをしている人は 18.8%と少なくなっています。取り決めをしていない理由としては、39.6%が「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」と回答しています。「自分の収入等で経済的に問題がないから」との回答が 28.6%と、母子家庭の 0.9%とは大きく差があり、離婚時の経済的基盤の違いが見受けられます。

実際に養育費を受け取っている割合はさらに低く、母子家庭で 24.7%、父子家庭では 1.8%となっています。取り決めはしたものの履行しない、または経済的に履行できないという状況にあるものと思われます。

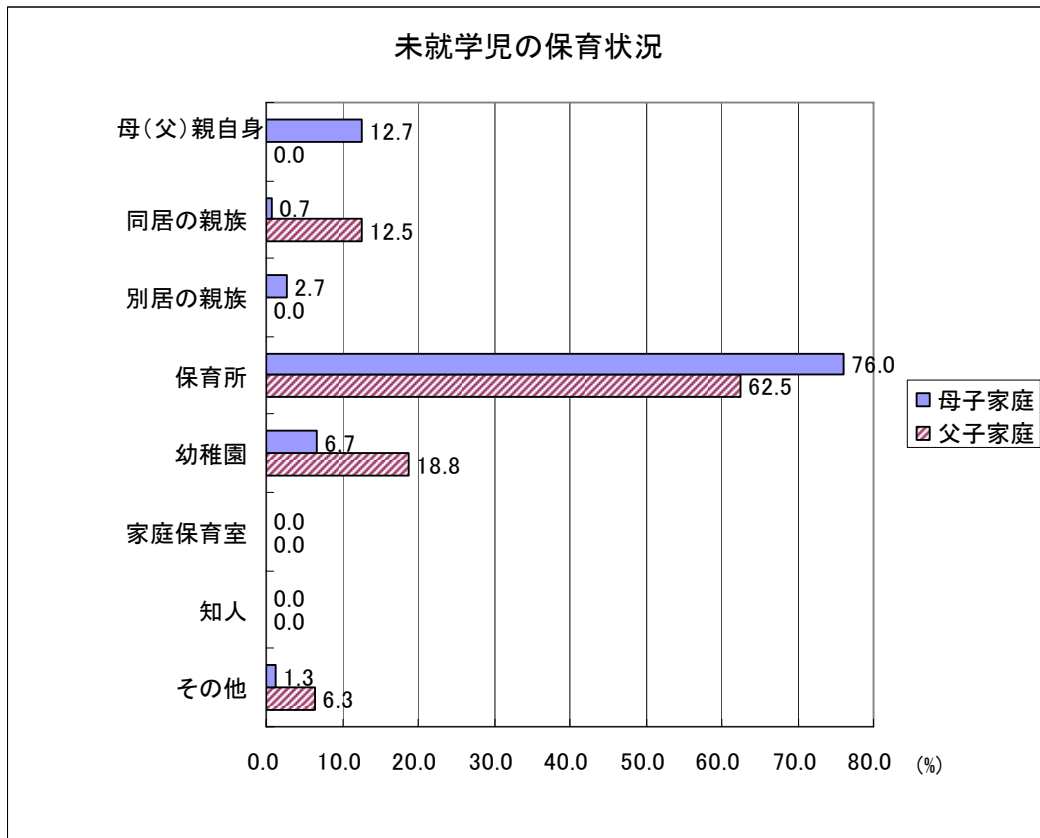
また、平成 20 年度には養育費相談事業を開始し、相談実績は 361 件となっています。



## 5 子どもの状況

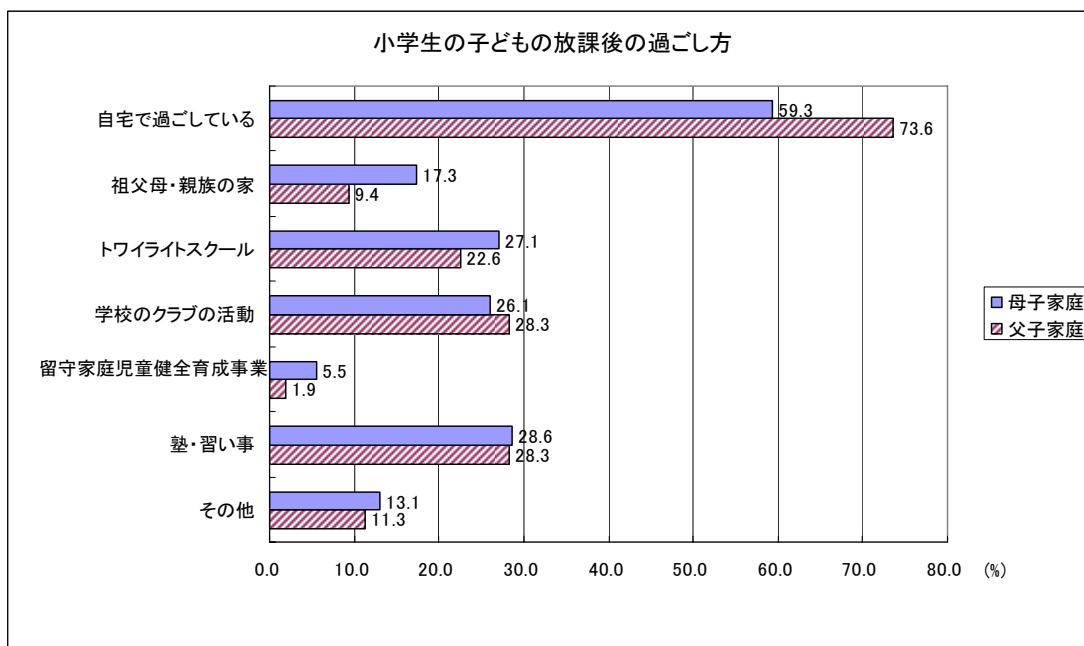
### (1) 保育・放課後の状況

就学前の子どもがいる家庭では、母子家庭、父子家庭とも、その多くが保育所を利用していますが、母子家庭の12.7%は母親自身で保育していると回答しています。就業相談をする中では、子どもの保育が確保できないために就業ができないケースも見受けられます。



また、小学生の子ども放課後の過ごし方は、自宅で過ごしていることが最も多く、母子家庭では59.3%、父子家庭では73.6%となっています。

また、塾や習い事で過ごしている子どもの割合は母子家庭で28.6%、父子家庭で28.3%となっており、平成20年10月に子育て家庭を対象に実施された「子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査」での調査結果（一般家庭の小学生の24.2%が学習塾で、40.1%が習い事で過ごしていること）と比較すると、少ない状況にあることがわかります。



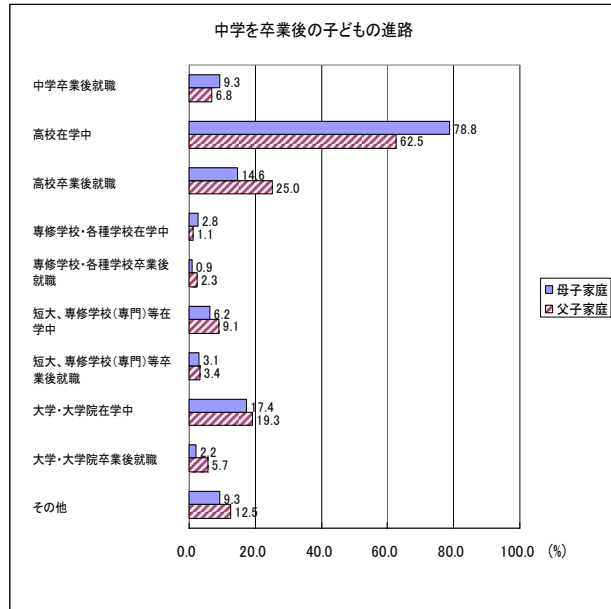
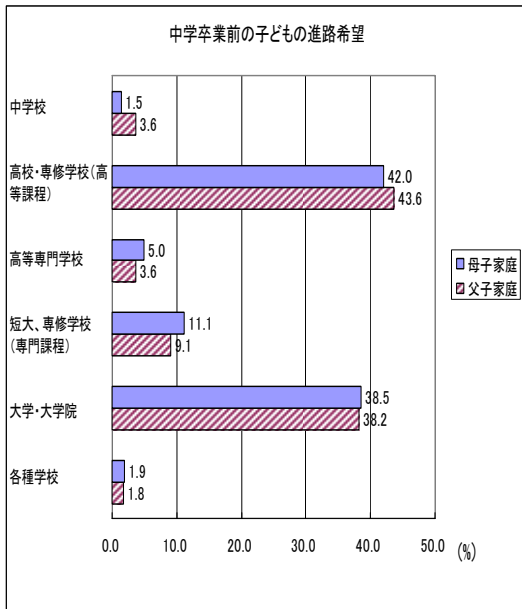
(2) 修学状況

ひとり親家庭の悩みの中でも上位にあるのが「子どものこと」で、母子家庭、父子家庭とも、前回調査に比べその順位を上げています。悩みの内容としては、教育・進学に関することが最も多く、母子家庭では69.1%、父子家庭では60.6%となっています。

中学卒業前の子どものその後の修学については、母子家庭、父子家庭とも「高校・専修学校（高等課程）」まで、あるいは「大学・大学院」までを希望する親が多くなっています。「中学校」まででよいとする親は、母子家庭では1.5%、父子家庭では3.6%といずれの家庭においても少数ですが、実際の修学状況を中学卒業後の子どもの進路で見ると、中学卒業後に就職している子どもの割合は、母子家庭が9.3%、父子家庭が6.8%と、親の希望より高い割合になっています。

ひとり親家庭において希望する進学を断念するケースの中には、経済的な要因はもとより、親に時間の余裕がないことから子どもと関わる時間が少なく、必然的に家庭学習について働きかける時間も少なくなるなど、学習面での要因もあると思われます。

また、進学に必要な資金について、母子家庭においては母子寡婦福祉資金の修学資金を利用する割合が高くなっており、平成20年度の貸付人数は平成15年度と比較すると約2倍（1,370人）になっています。学費や教育費については、母子家庭の17.2%、父子家庭の9.1%が、「子どものアルバイト収入」も資金源としており、子ども自身が担っている状況も見られます。

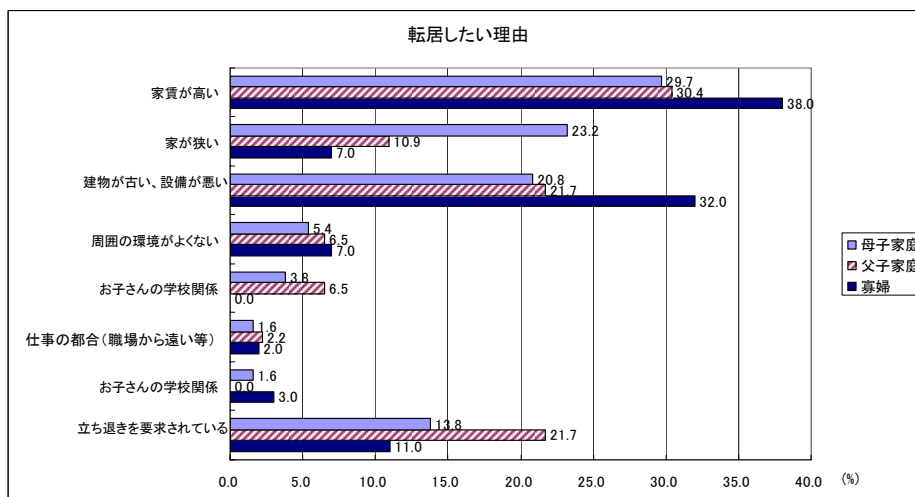
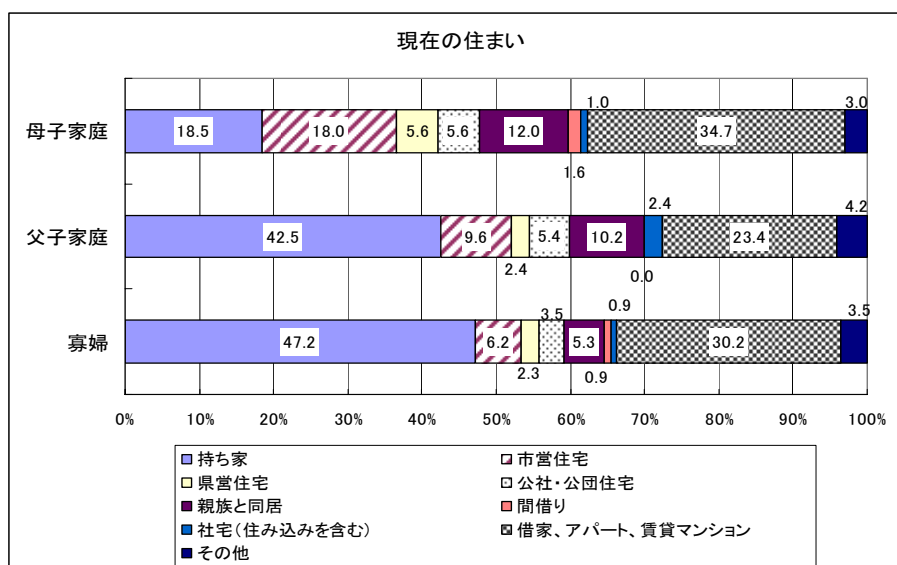


## 6 生活の状況

### (1) 現在の住居の状況、転居の希望

実態調査によると、母子家庭は民間アパート等の借家に居住している人の割合が高く、父子家庭、寡婦は持ち家に居住している人の割合が高くなっています。母子家庭について母の年齢別に比較すると、20代前半では親族と同居が多く、年代が高くなるにつれて少なくなる傾向にあり、逆に、持ち家の割合は年代が高くなるにつれて多くなる傾向にあります。また、収入階層別に比較すると、収入の高い層では持ち家の占める割合が高くなり、少ない層では市営住宅、民間アパート等の占める割合が高くなる傾向にあります。

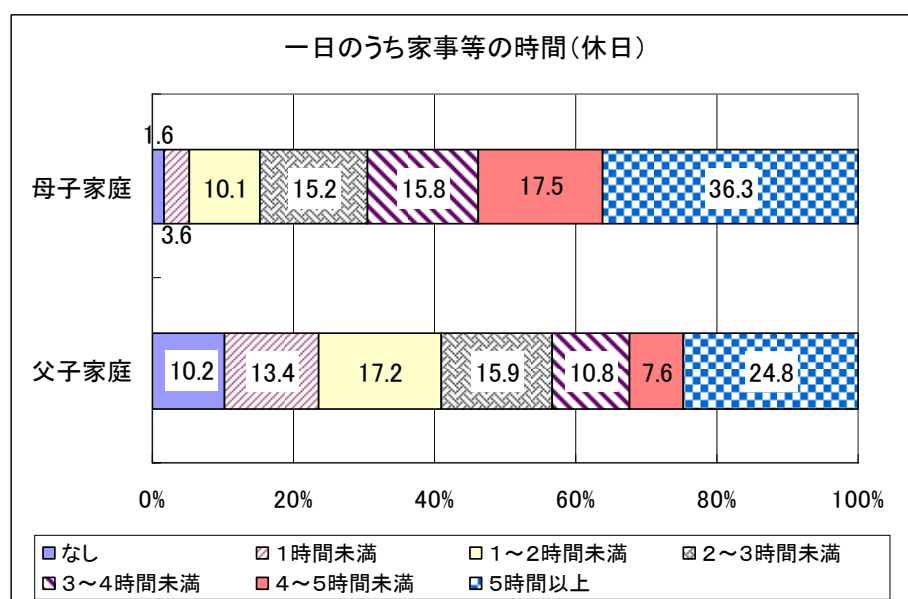
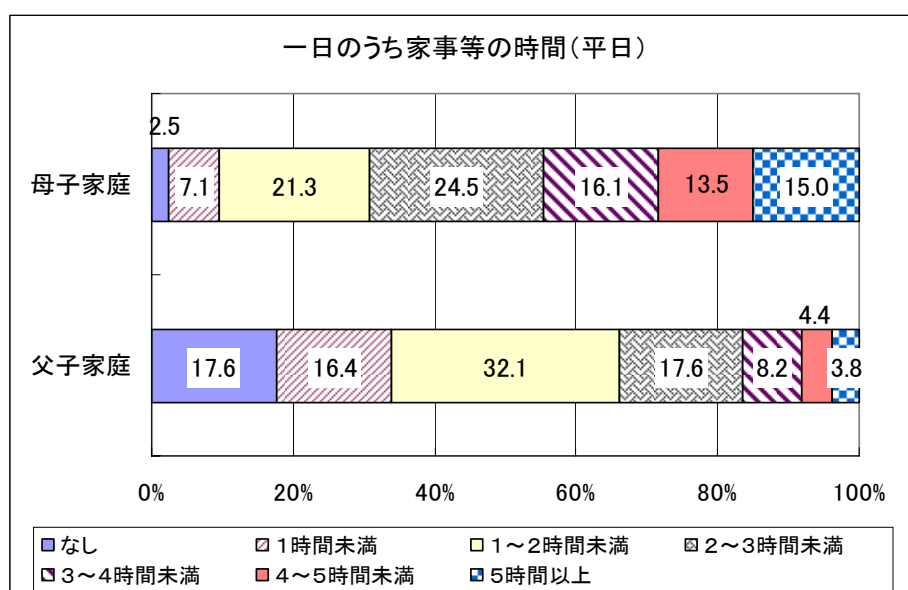
住まいをかわりたいと考えている割合は、母子家庭で46.1%、父子家庭で28.9%となっています。かわりたい理由としては、いずれも第一に「家賃が高い」があげられ、次いで「家が狭い」、「建物が古い、設備が悪い」などがあがっています。



## (2) 家事や育児にかかる時間

平日、家事や育児にかかる時間が1時間未満である母子家庭は9.6%ですが、父子家庭では34.0%となっています。これは、母子家庭の一日あたり平均勤務時間7.4時間に対し、父子家庭では9.3時間と長時間となっていることの影響があるものと考えられます。こうしたこともあり、家事介護サービス事業の平成20年度の利用実績においては、父子家庭が利用者の約4割を占め、また、利用時間では5割を超えており、他の制度と比べ父子家庭の利用の割合が高くなっています。

また、休日になると、いずれの家庭でも5時間以上が最も多くなることから、多くの家庭が、休日は家事や育児を優先させているといえます。

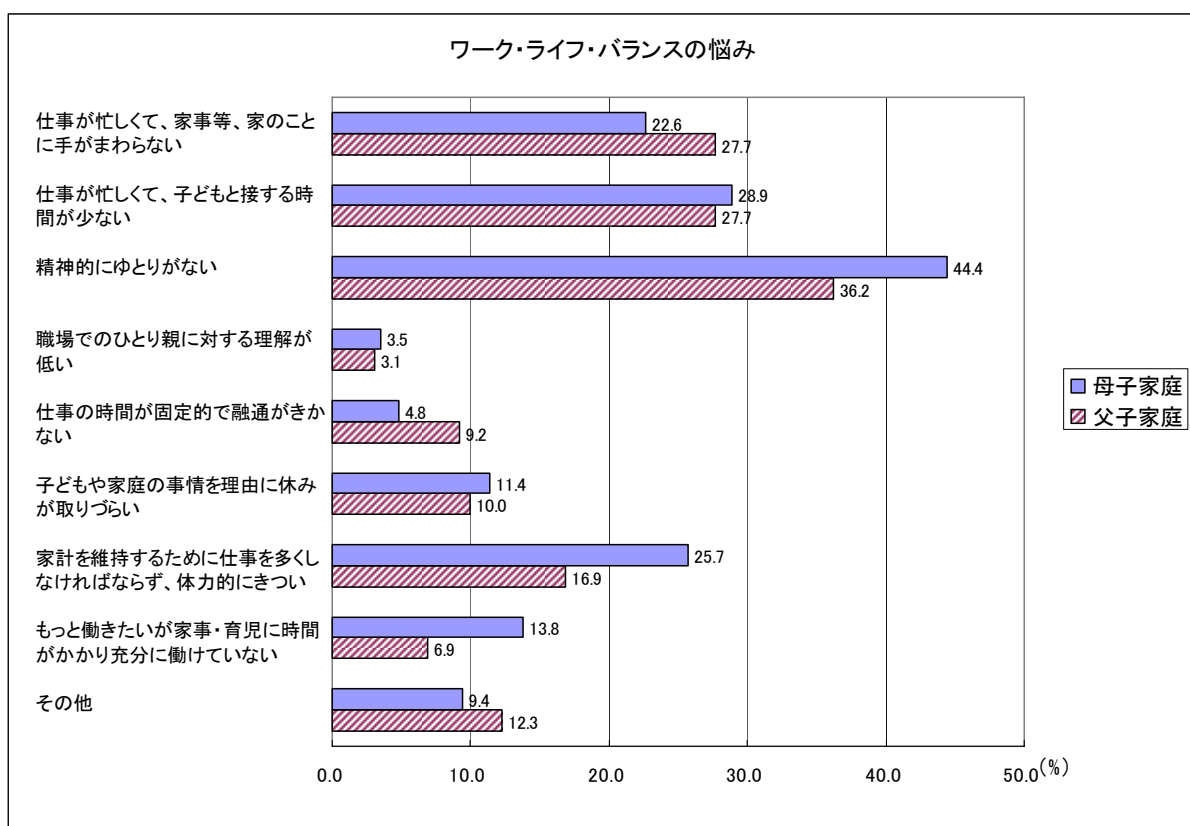




## 7 ワーク・ライフ・バランスについて

実態調査によると、ワーク・ライフ・バランスで悩みに感じていることの問題に対しひとつでも回答したひとり親家庭は約8割（母子家庭78.3%、父子家庭77.8%）に達し、その内容は「精神的にゆとりがない」が最も多く、母子家庭では44.4%、父子家庭では36.2%となっています。次いで、「仕事が忙しくて子どもと接する時間が少ない」、「仕事が忙しくて家のことに手がまわらない」が多くなっています。また、「職場でのひとり親に対する理解が低い」や、「子どもや家庭の事情で休みを取りづらい」などもあがっており、ひとり親家庭が仕事と生活（子育て）を両立させることの難しさを表しています。

自分自身のために使える余暇の時間は、母子家庭、父子家庭とも、平日は2時間未満が約7割（母子家庭70.9%、父子家庭68.1%）を占め、「なし」としている人も2割近くなっています（母子家庭16.5%、父子家庭19.7%）。仕事と子育て等をともにひとりで担わなければならないために時間的な余裕がなくなっていることが、精神的なゆとりのなさにもつながっているのではないかと考えられます。



## 8 まとめ ～前計画の評価と現状から見える課題～

### (1) 母子家庭

#### ①精神的なことについて

本市内の母子家庭の数は、5年前に比べて減少しています。しかし、平成19年度の離婚件数4,744件のうち、子どものいない家庭を除いた85%にあたる2,100件が、妻が1人以上の子の親権を行うこととなっています。離婚率は減少傾向ではありますが、毎年一定数が母子家庭としての生活をスタートさせていることになります。また、未婚の母も増加しています。

母子家庭になった当時の母の平均年齢は上昇している一方で、10代で母子家庭になった人の割合も増えています。また、母子家庭になった年代が若いほど「中学卒業」などの低学歴である割合が高い傾向にあり、これらの母子家庭においては、就業を困難にする要因を複数抱えているものと考えられます。

生活費や子どものことなど具体的な悩みを抱えながら、母子家庭になったことそのものを精神的な負担として感じる人も多く、こうした悩みを、親族や友人、知人に相談する人が減り、「相談相手がいない」人が増えている状況から、孤立した生活を送っている母子家庭もあると思われます。

母子家庭になった当時、末子が就学前である場合も多く、乳児がいる家庭も少なくないため、母がひとりで仕事も生活（子育て）も担うことになった状況を受け止め、子どもの成長に合わせた将来を見据えたライフプランが設計できるきめ細やかな相談や指導などとともに、必要な時に利用できるよう制度の周知が必要です。

#### ②経済的なことについて

就業については、ジョイナス・ナゴヤにおいて職業紹介を開始するなど、この5年間に就業支援に力を入れてきたこともあり、母子家庭の就業率や、勤労収入もわずかながら増加しています。また、看護師等の国家資格取得の支援は、正規雇用など安定した雇用につながるという実績も出ています。

その一方で、約半数の母子家庭の母は、母子家庭になってから仕事を探さなければならない状況にあります。近年の厳しい雇用状況に加え、低学歴や、技能・経験の不足など、就業を困難にするさまざまな要因が重なる母子家庭の母が、即時の正規雇用や高収入を期待することは難しい状況にあります。

そこで、母子家庭になって間がないなど様々な理由により就業意欲が持てない人などに対しては就業意欲向上のための啓発や指導を、職業経験がない人、あるいはすぐにでも働きたいという求職中の人に対してはまずは働き始めるという就業の確保のための支援を行うことが必要です。そして、就業中の人でもパート・アルバイトなど不安定な雇用で働いている人に対しては正規雇用な

どより安定した就労を確保するため資格や技能の習得のための支援を、さらに、自立できる収入を確保することができるよう支援することが必要です。

このように、一人ひとりの状況（家庭状況、資格、経験など）や子どもの成長に合わせて、段階的な支援を総合的に行っていくことが大切です。

また、職場でのひとり親家庭への理解が低く、家庭の事情で休みを取りづらいことなどが悩みとしてあがっていることから、事業主等にひとり親家庭に対する理解を求めていくことが重要です。

現在、母子家庭の母の9割は仕事をしており、よりよい就業に向けた努力も重ねているのですが、この5年間でわずかながらしか収入は増加しておらず、また、平成20年秋からの急激な不況の影響もあり、貧困層に位置する家庭も少なくありません。こうしたことから、継続的な金銭給付による経済的支援も必要です。

さらに、子どもの健やかな育ちを実現するため、養育費は子どもの権利であり親が養育費を支払うことは当然の責務であることが社会的に認知されるための啓発を行うことや、養育費の取り決めに関する相談や履行確保のための支援も必要です。

母子家庭においては、就業による収入、手当などの金銭給付による収入、そして養育費による収入、これら3つを柱として、親子の生活を支える収入を確保し、仕事と生活（子育て）のバランスがとれた安定した生活のための経済基盤を整えることができるよう、各家庭の状況に合わせた支援が必要です。

### ③生活のことや子どものことについて

就学前の子どもを抱えての離婚も少なくないため、母子家庭に対しては、子育ての負担を軽減するための支援と同時に、子どもの視点に立った、子どもの成長に合わせた支援が重要です。母子家庭の子どもを始めとして、保育所で長時間過ごす子どもに対しては、十分な配慮がなされることが大切であるとともに、母子家庭の母が就業し、就業を継続するためには、様々な保育ニーズに対応していくことが大切です。

また、小学校入学後も、放課後ひとりで過ごす時間が長くなることを考慮すると、親も安心して働き続けるために、子どもが健やかに過ごすことができる、安心で安全な居場所の確保が必要です。

子どもの進学に関しては、親に時間的な余裕が少なくても子どもが家庭学習に取り組めるようにサポートしたり、経済的な理由で進学を断念しなくてもすむようにするなど、進学したいと考える子どもが進学し、自立できるための支援が必要です。

また、家賃が高いことにより転居希望が多いことから、市営住宅等の家賃の安価な住宅の確保も必要です。

## (2) 父子家庭

### ①精神的なことについて

母子家庭と同様、父子家庭になったことを精神的な負担として感じる人も多く、悩みを「自分で解決する」人や「相談相手がいない」人が増えるなど、孤立した生活を送っている状況もみられます。また、父子家庭には、行政サービスなどの情報があまり届いていない現状もあります。

こうしたことから、父子家庭を受け入れるきめ細やかな相談や指導とともに、必要な時に利用できるよう制度の周知が必要です。

### ②経済的なことについて

就業状況については、母子家庭に比べ就業率も高く安定的な正規雇用が多いため、就業については特別な支援の必要性は低くなっています。

しかしながら、平均収入はこの5年間で減少しており、一般の子育て家庭同様に長時間労働となっているものの、収入は一般の子育て家庭よりも低くなっています。

また、扶養人数を2人とした場合、約半数の父子家庭が児童扶養手当の受給水準に該当すると推察されることから、父子家庭に対する経済的な支援の拡充を検討することも必要です。

### ③生活のことや子どものことについて

父子家庭の悩みとしては、母子家庭や寡婦に比べ「家事のこと」が大きな割合を占めており、平均勤務時間数においても、母子家庭に比べて長時間に及んでいます。これらは、父子家庭に対する家事のサポートの必要性を示しています。

また、子育てや子どもの育ちに関する支援については、父子家庭においても、母子家庭と同様の支援が必要です。

### (3) 寡婦

#### ①精神的なことについて

寡婦が老後も安定した生活を送るためには、母子家庭の母であるときから将来を見据えたライフプランを立て、計画的な就業をしていくことが重要です。そのため、母子家庭や父子家庭と同様、きめ細やかな相談や指導とともに、必要な時に利用できるよう制度の周知が必要です。

#### ②経済的なことについて

寡婦についても、母子家庭と同様に就業率は向上し、平均収入も上がっています。しかしながら、不安定な雇用や低い収入が、老後の生活保障となる年金に及ぼす影響も懸念されるなど、老後のことを悩む人の割合が高くなっていることから、母子家庭の母と同様、一人ひとりの状況に合わせた段階的な就業支援を総合的に行っていくことが必要です。